

常時使用する労働者の数が 300 人未満の

中小規模事業場の事業主、安全衛生担当等の皆様へ

**無料**

## 「安全衛生相談」のご案内

職場の安全と衛生に関する疑問、質問、困りごとはありませんか？

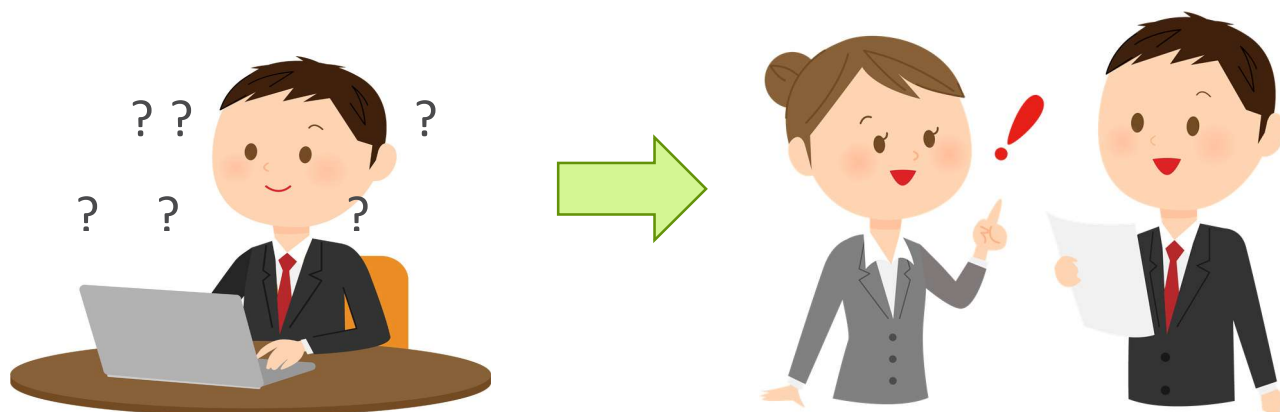
当連合会では、安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する相談員が、電話、ファックス、メール、来所等によるご相談を無料で承ります。

※ファックス相談やメールでの相談はいつでも受付けております。

※面談による相談は、毎月第 2 水曜日 10:00～12:00 に当連合会事務所でを行います。

面談を希望される方は裏面の相談票を事前にファックスしてください。

※電話によるご相談は、平日 8:30～17:00 の間に受付けております。



**一般社団法人 新潟県労働基準協会連合会**

〒950-0965 新潟市中央区新光町 5 - 1 千歳ビル 2 階

T E L 025-283-2201 F A X 025-283-2240

E-mail:ren@shinkiren.jp

# 中小規模事業場 安全衛生相談

## 相 談 票

(一社)新潟県労働基準協会連合会宛

F A X 025-283-2240

事業場名	
所在地	
業 種	
事業場規模 (○を付けて下さい)	●50人未満      ●50人以上100人未満 ●100人以上300人未満
相談者 職氏名	
T E L	
F A X	
相談内容 (概略)	
面談希望	有 ・ 無

※ F A X相談やメールでの相談はいつでも受付けております。

※面談による相談は、毎月第2水曜日 10:00～12:00 に当連合会事務所で行います。

面談を希望される方は本相談票を事前に FAX してください。

※電話によるご相談は、平日 8:30～17:00 の間に受付けております。